

議案第 57 号

ひたちなか市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について

ひたちなか市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき，下記のとおり議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
ひたちなか市勤労者総合福祉センター
- 2 指定管理者となる団体  
ひたちなか市青葉町 1 番 1 号  
公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社  
理事長 吉富 耕治
- 3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決